

立川市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成 30 年 9 月

立川市通学路安全推進会議

1. 立川市通学路安全プログラム策定の経緯と目的

平成 24 年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議・実施してきました。

また、平成 30 年度におきた新潟県における下校中の児童が殺害された事件、及び 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校児童が倒壊したブロック塀に挟まれて亡くなるという痛ましい事故を受け、立川市では交通安全および防犯等の複合的な観点から通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的に行うため、関係機関の連携体制を構築し、「立川市通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーによる「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議における協議を経て、策定しました。

- ・立川市教育委員会
- ・立川市道路課
- ・立川市交通対策課
- ・立川警察署
- ・東京都北多摩北部建設事務所
- ・立川市小学校校長会
- ・立川市小学校 P T A 連合会

3. 通学路等の交通安全確保に関する取組方針

- 点検、対策、評価、改善を繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図ります。
- 定期点検は 3 年周期で、市内全 19 小学校で実施します（6～7 校/年）。

[通学路交通安全合同点検地区分け]

A（南地区 6 校）：新生小、四小、一小、七小、三小、六小

富士見町、柴崎町、錦町、羽衣町

B（東地区 6 校）：二小、五小、南砂小、八小、若葉台小、幸小

曙町、高松町、栄町、若葉町、幸町

C（西地区 7 校）：十小、柏小、上砂川小、九小、大山小、松中小、西砂小

緑町、泉町、柏町、砂川町、上砂町、一番町、西砂町

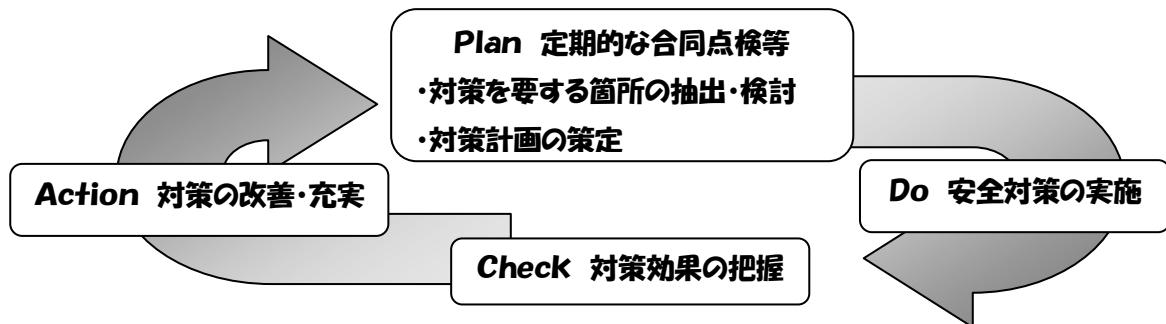
（1）基本的な考え方

文部科学省、国土交通省及び警視庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成 25 年 12 月 6 日発）、文部科学省による「学校におけるブロック塀等の安全点検等について（平成 30 年 6 月 19 日発）」及び登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議（注 1）が策定した「登下校防犯プラン（平成 30 年 6 月 22 日策定）」に基づき、継続的に本市の通学路等の安全を確保するための連携体制を構築するとともに、取組みの効果的・効率的な実施を図ります。

(2) 実施方法

各小学校及び地域の特性を踏まえ、学校、教育委員会、PTA、道路管理者および警察等は、通学路等の安全性の向上のため、以下の方法により通学路等の点検を実施します。

[通学路等安全確保のためのサイクル]



○各小学校による通学路合同点検実施箇所の選定

- ・当該年度対象の小学校へ通学路合同点検実施通知を送付します。
- ・各小学校は、合同点検の実施箇所としてPTA等の学校関係者と協議し、交通安全・防犯上の観点から危険があると認められる箇所を選定します。
- ・通学路に加え、児童生徒の生活に密接に関わる地点であって安全上課題があり、何らかの対策が必要な箇所を対象とします。

○関係機関による合同点検

- ・各小学校が選定した通学路合同点検実施箇所について、通学路合同点検チェックリストに従い、小学校及び保護者、PTA連合会、道路管理者、交通管理者、教育委員会等が参加する合同点検を行います。
- ・各学校と日程調整のうえ、本推進会議で決定された時期に実施します。

注1：登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議

平成30年5月に新潟市において、下校途中の7歳児童が殺害された痛ましい事件の発生により、関係省庁が横断的に登下校時の子どもの安全確保に取組むために5月18日に開催しました。地域社会全体で通学路等において子供が被害者となる犯罪を未然に防止する対策として、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、警察庁の4省庁が平成30年6月22日に「登下校防犯プラン」を策定しました。また、内閣府は同プランに基づき、内閣府のホームページに「登下校防犯ポータルサイト」を開設して、登下校における防犯対策に関する関係省庁の施策や地域の取組み等の情報を集約・発信しています。

平成 年度 通学路合同点検チェックリスト			点検日時	年 月 日	AM・PM	
		点検箇所住所				
小学校		調査項目	チェック事項		補足事項	
見 守 る 目 の 状 況	1 人の目の状況	人・車の通行、見守り	人・車の通行が途切れる時間	あり	なし	5分間の交通量 ・人… 人 ・車… 台
			見守り活動	あり	なし	
	路上の死角	障害物(大木、伸びた草木等)	あり	なし		
		路上駐車	あり	なし		
		見通しを妨げる住宅等の囲障	あり	なし		
環境 設 備 の 状 況	2 地域の管理	環境美化	落書き、たばこ・空き缶等の放置ゴミ	あり	なし	
			公共掲示板等	あり	なし	管理状況 良・普・悪
			道路上の花壇	あり	なし	管理状況 良・普・悪
			放置自転車	あり	なし	台数 台
	3 道路の状況	歩道の状況	歩車道の区別	あり	なし	
			ガードレール等の設置	あり	なし	
			自転車ナビマーク、ナビラインの設置	あり	なし	
	4 沿道の状況	植栽 駐車場、空き家等 不特定多数の利用施設等 ブロック塀等	やぶ、林等	あり	なし	
			人の出入りの少ない施設、工場、田畠等	あり	なし	
			道路脇の駐車場、空き家、空き地	あり	なし	
			駅、集客施設、公衆トイレ等	あり	なし	
			倒壊のおそれのあるブロック塀等	あり	なし	
交通 安 全 の 確 保	5 交通規制	信号機、横断歩道等 交通ルールの順守	信号機、横断歩道の設置	適切	不適切	
			通学路の表示	あり	なし	
			横断旗の配置	あり	なし	
			交通規制(車両通行禁止、速度制限等)が守られている	○	×	

(3) 対策の検討

合同点検の結果、対策が必要な箇所について、歩道整備やガードレールの設置、道路標識・注意看板の設置、道路標示の補修、防犯カメラの設置等のハード面での対策および交通安全教育や交通規制、パトロールの強化等のソフト面での対策等、必要箇所に応じた具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

検討した対策メニューについて、関係機関が相互に連携を図り対策を実施します。

【通学安全対策実施例】

学校・地域等	・通学路の見直し ・児童への交通安全教育
道路管理者	・注意看板の設置 ・カーブミラーの調整・設置
交通管理者	・交通規制の時間や表示の変更 ・信号機の調整・設置

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の効果について、実際に期待した効果が発現されているか、また児童が安全性が向上したと感じているかなど、対策の効果を把握するため、対象通学路を使用している児童・生徒や保護者への聞き取り等により対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 「対策箇所一覧表」の作成および公表

合同点検実施後、点検対象校ごとの点検結果や対策内容について、関係機関で認識を共有するために実施学校ごとの「対策箇所一覧表」等を作成・公表し、認識の共有を行います。

《点検実施スケジュール》

実施時期	内容	実施機関
4月	対象小学校へ通学路合同点検実施通知を送付	教育委員会
5月	通学路合同点検の実施、危険・要注意箇所の抽出	対象小学校・PTA
6月～2月	通学路合同点検の実施 対策の検討及び実施	小学校、PTA、道路管理者、交通管理者、教育委員会
	対策効果の把握	教育委員会
3月	対策箇所一覧表の公表	教育委員会
	対策の改善・充実	小学校、PTA、道路管理者、交通管理者、教育委員会

5. 学校と保護者、地域の連携

合同点検の結果を受けて、学校における交通安全教育と合わせて、保護者や地域による見守り活動の充実に向けての働きかけを実施します。

また、地域の意見を合同点検に取り入れるため、合同点検の対策箇所一覧表や地域安全マップをホームページ等に公表し、危険・要注意箇所の情報収集に活用します。

